

## ↳ 住民税による住宅ローン控除

**Q** : 所得税から控除できなかった住宅ローン控除が、住民税から控除できるそうですが、どのような場合に適用ができるのですか？

**A** : 源泉徴収票に住宅借入金等特別控除可能額に金額の記載がある場合、もしくは源泉徴収税額がゼロの場合に適用できます。

### 【解説】

税源移譲により所得税額から住宅ローン控除ができない者に対して、その控除しきれない税額を住民税から控除してくれる住宅ローン控除が創設されています。適用対象者は、平成11年から平成18年までに居住を開始した人(平成18年度中にローンを完済している人は適用外)で、今年(平成19年)に居住を開始した人には適用がありません。

適用できるかどうかは、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額の金額の記載がある場合、もしくは源泉徴収税額がゼロの場合に適用できますので、それを目安にしてください。

住民税から控除できる税額は、適用年度の住民税額が限度で、控除不足があっても繰越はできず、また、均等割りにも適用はありません。

なお、この住民税の住宅ローン控除は、所得税から控除できなかった年度に限り適用があるものですから、その年度年度で判断をして、控除しきれない年度については、市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出しなければ適用されませんので注意してください。

